

三重県多気郡大台町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

議会及び議員の活動の活性化と充実のために、平成25年10月25日に議会基本条例を制定した。

議会基本条例において、「町総合計画基本構想及び基本計画を制定、変更または廃止すること」「定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）に定める定住自立圏形成協定を締結すること並びに同協定の変更及び廃止することについて当該協定の締結相手に通告すること」を議決事件に追加し、監視機能を発揮できるようにしている。

会議規則において、議題についての審議が尽くされるよう議員間の自由討議を設けている。また、町長等に反問権を付与することで会議における議論の散漫防止と充実に努めている。

議員の政策形成、立案能力等の向上を図るため、平成25年度における全国市町村国際文化研修所の研修参加にかかる費用を予算措置している。

議員の政策研究、政策提言等が実行されるよう、平成26年度から議員個人に対して政務活動費を交付することとした。

2 住民に開かれた議会

議会への関心を高めるため、インターネット及びケーブルテレビにおいて、議会の会議予定、議題、一般質問の内容等を事前に広報している。

本会議の全内容を、庁舎内モニター2ヶ所において生中継している。モニターは、1階ロビーと3階議会フロアのロビーに設置されており、自由に視聴することができる。

一般質問の全内容を、インターネット及びCATVで録画放映している。インターネット放映は随時視聴できる。CATV放映は、視聴者の多様な生活様式に対応するために、日中、夜間、休日等に複数回放映している。

定例会及び臨時会の会議録を、インターネット上の会議録検索システムにより公開している。

議会だよりを発行していないため、町発行の広報において議会報告を行い、町発行の広報及びホームページにおいて議案に対する議員の賛否を掲載している。

傍聴規則を見直し、委員会等も本会議同様に公開とし、傍聴者の写真撮影、録音等の許可制を廃止した。

傍聴席においても審議の内容が分かりやすくなるよう、議員と同じ会議資料

を傍聴席に配布している。

議場の傍聴席に傍聴者アンケートを備え付け、傍聴者の意見を参考にすることができるよう努めている。

各種団体との出前懇談会を設けている。

議会報告会と意見聴取会を年一回、開催することを定めている。